スクールバスの利用について

スクールバスは公共の交通手段であるとともに，学校生活の一部でもあります。本校の生徒としての自覚と誇りを持ち，次の注意事項に留意して快適な通学に心がけましょう。

１．挨拶の励行と乗車証の提示

乗降時には挨拶をして乗務職員に乗車証を提示してください。

２．事故防止

⑴ 座席に着いたら直ちにシートベルトを着用してください。やむを得ず急ブレーキをかけることもありますので必ずシートベルトを締めてください。
⑵ 車内では乗務職員の指示に従ってください。

３．車内でのマナー

⑴ 大きい声でしゃべったり，歌を歌ったり，ウォークマンの音量・重低音を大きくして他の生徒に迷惑をかけることのないように慎みましょう。特に体調不良の生徒がいる時や試験前及び試験中は静かにしましょう。
⑵ 車内でガムをかんだり，菓子等を食べたり，飲み物を飲むことを厳禁とします。車内の清潔にお互いが気をつけましょう。
⑶ 座席の譲り合いやマナー等にはお互いが注意をしましょう。
⑷ 運転装置に触れたり，車体・車内に落書きをしたり，損害を与えることは絶対にないようにしてください。状況次第では弁償して頂くことになります。
⑸ 乗務職員の指示に従わなかったり，乗車心得を守らない者は，スクールバスの利用を停止することがあります。

４．乗降地周辺でのマナー

⑴ 乗降地周辺の美化に心がけましょう。
⑵ 乗降地付近には自転車を無断で駐輪したり，放置しないでください。
＊違反をした場合にはスクールバスの利用を停止することもあります。
⑶ 明るい挨拶は毎日の生活の中でとても大切なことです。乗降地付近で顔を合わせた人には元気な挨拶をしましょう。
⑷ 保護者の方へのお願い
ご子息・ご息女の送迎に関しては，マナーを守ってください。また寒い時期は長い間エンジンをかけておくことのないようにご注意ください。

５．登校時のバス停出発時間

⑴ 登校時のバス停出発時間は「登校時の乗車場所と乗車時刻」のページをご覧ください。
⑵ バス停場所の集合時間は，出発時間5分前には集合することを守ってください。
⑶ 朝寝坊等で遅れて乗車できなかった場合には，各自にて他の交通機関を利用して登校することになります。

６．登校時，バスの出発予定時間になってもバスが来ない場合の連絡等

⑴ 通常は出発予定時刻より前に乗車地を通過することはありません。交通事情等で少々遅くなる場合にはそのままお待ちください。

⑵ しかし，20分経過してもバスが到着しない場合には，ご面倒でもバス会社に電話連絡をお願いします。

⑶ 40分経過してもバスが到着しない場合には，自宅へ戻って待機して下さい。又、その旨を学校へ連絡をして下さい。

バス会社「北総交通」　　電話番号　0297－22－5555
水戸路線バス会社 「久信田観光」電話番号　029－251－6120

7．帰りのバス出発時間

⑴ 北総交通バスは，通常，次の時間通り，第1便と第2便が運行します。水戸路線は通常，第1便のみの運行になります。また，学校行事に伴いまして帰りのバスの出発時間及び運行本数の変更が生じる場合があります。

北総交通	月～金曜日	第1便　16：20発	第2便　18：30発
	土曜日	第1便　13：30 発	第2便　17：00発
久信田観光	月～金曜日	17：30発	
（水戸路線）	土曜日	13：30発	

⑵ 行事に伴う出発時間の変更について
バスは土浦日本大学高等学校・土浦日本大学中等教育学校の生徒が同じバスを利用しています。学校行事に伴いまして，帰りの出発時間及び運行本数に変更が生じる場合があります。このような場合には，「スクールバス・行事等に伴う特別運行時間の連絡について」の案内文をお渡ししますので，必ずお読みになりまして出発時間の確認をしてください。

8．下校時の1便または2便利用変更について

⑴ 毎朝登校時，車内にて帰りの便の確認を行っています。2便を利用する場合のみ指定用紙に記入をします。
（注意）2便利用希望者がいない場合には，その日の2便目のバスは運行しなくなりますのでご注意ください。

⑵ 登校後，課外や集会・その他により急に乗車便の変更が生じた場合は，昼休み終了時までに「スクールバス帰りの便変更願い」を事務室に提出してください。

9．「乗車証」等について

⑴ 「乗車証」は決して他人に貸与・譲渡してはいけません。

⑵ 「乗車証」に示された乗車地以外での乗車・降車はできません。

⑶ 降車場所を変更する場合には，事務室窓口にある「スクールバス乗降場所変更申請書」に必要事項をを記入し，担任経由で提出して学校の許可を得てください。基本的には路線変更を伴う変更は認めていません。

10.「乗車証」の継続・辞退・費用の納入について

⑴ 「乗車証」は発行年度内有効であり，特に継続の申し込みの必要はありません。

⑵ スクールバスの利用を止める場合には，事務室窓口にある「スクールバス利用辞退届」に必要事項を記入して，利用停止する月の前月20日までに事務室に提出してください。また，「乗車証」は乗車最終日に乗務員（運転手）に渡してください。

⑶ 次年度も引き続き乗車利用する場合には，年度更新の扱いを取りますので新たに申し込みの手続きをする必要はありません。尚，「新年度の乗車証」は前年度使用の乗車証と引き替えの形でお渡しすることになります。

⑷ 乗車証の費用は，利用する月の5日に銀行口座から自動引き落としになります。
＊銀行口座指定の手続き等の詳細は，2月13日の新入生登校日に案内します。